

農政第2897号
平成30年1月24日

(一社) 石川県建設業協会長 様

石川県農林水産部長



平成30年豪雪時に対する工事の対応について

平素より本県行政に多大なるご理解及びご協力を賜りありがとうございます。

標記について、別添のとおり本県土木部と同様に取扱うことといたしましたのでお知らせします。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願いいたします。

(事務担当)
石川県 農林水産部
農業政策課 技術管理室
高田
TEL:076-225-1617



農政第2897号
平成30年1月24日

各農林総合事務所長 様

農林水産部長
(公印省略)

平成30年豪雪時に対する工事の対応について (通知)

土木部監理課長より、豪雪時に対する土木部発注工事の対応についての方針を定め、土木部関係各課及び市町に対して通知した旨の連絡があり、農林水産部発注工事においても別紙のとおり対応することとしたので通知する。

なお、貴職管内市町等関係機関に対しては貴職から参考送付されたい。

(事務担当)
石川県 農林水産部
農業政策課 技術管理室
高田
TEL:076-225-1617

平成30年1月24日

豪雪時に対する工事の対応について

豪雪時に地域住民の生活に対して多大な影響をきたす懸念がある場合において、工事の受注者が地元および市町の除排雪作業に優先的に取り組む必要が生じた場合、該当する工事への対応について相談、協議等があった場合は、当該工事に支障のない範囲で下記のとおり、応じるよう扱うこととする。

記

1 当該工事に支障のない範囲

今回の措置は、受注者の判断（臨機の措置）に基づく発議を受けて、発注者が対応するものであり、上記の「当該工事に支障のない範囲」とは下記のとおりとする。

- (1) 繰り越し工事以外は当該年度内に完成できること。
- (2) 当該工事の現場における安全管理に支障がないこと。
- (3) 今回の対応により、当該工事の契約金額に変更が生じないこと。

2 工事の一時中止

当該工事の状況に応じて、必要な場合は工事の一時中止をかけるものとする。

3 基本計画書の提出不要

迅速な除排雪作業を伴うことから、工事中止の通知時に現場の安全管理を指示することとし、工事一時中止に係るガイドライン（案）における基本計画の提出は不要とする。

4 その他

上記の対応について、疑義等が生じた場合は、技術管理室宛て問い合わせされたい。

事 務 連 絡
平成30年 1月24日

部外関係各課（麻）長 様

石川県土木部監理課長
（公印省略）

平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について

国土交通省より「平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について」（事務連絡）の通知がありましたので、参考を送付します。

また、県では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止について、県土木部発注工事については別添1のとおり通知したところです。

なお、別添1については（一社）石川県建設業協会に連絡しておりますので、併せてお知らせいたします。



別添 1

事 務 連 絡
平成 30 年 1 月 24 日

部内関係各課（廃）長 様

石川県土木部監理課長
（公印省略）

豪雪時に対する工事の対応について（通知）

『平成 30 年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について』をうけ、別紙のとおり、豪雪時に対する県土木部発注工事の対応について方針を定めたので、通知する。

（事務担当）
監理課技術管理室
担当 三輪
TEL 076-225-1787

平成30年1月24日

豪雪時に対する工事の対応について

豪雪時に地域住民の生活に対して多大な影響をきたす懸念がある場合において、工事の受注者が地元および市町の除排雪作業に優先的に取り組む必要が生じた場合、該当する工事への対応について相談、協議等があった場合は、当該工事に支障のない範囲で下記のとおり、応じるよう扱うこととする。

記

1 当該工事に支障のない範囲

今回の措置は、受注者の判断（臨機の措置）に基づく発議を受けて、発注者が対応するものであり、上記の「当該工事に支障のない範囲」とは下記のとおりとする。

- (1) 繰り越し工事以外は当該年度内に完成できること。
- (2) 当該工事の現場における安全管理に支障がないこと。
- (3) 今回の対応により、当該工事の契約金額に変更が生じないこと。

2 工事の一時中止

当該工事の状況に応じて、必要な場合は工事の一時中止をかけるものとする。

3 基本計画書の提出不要

迅速な除排雪作業を伴うことから、工事中止の通知時に現場の安全管理を指示することとし、工事一時中止に係るガイドライン(案)における基本計画の提出は不要とする。

4 その他

上記の対応について、疑義等が生じた場合は、技術管理室宛て問い合わせされたい。

事 務 連 絡

平成30年1月22日

各都道府県主管部局長 殿
各指定都市主管部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る受注者の除排雪への協力に対する配慮について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、除排雪の円滑な実施に当たっては、建設企業が除排雪に協力しやすいよう発注者としても配慮が必要です。

国土交通省においては、別添1のとおり、工事の一時中止などに柔軟に対応することとしておりますので、貴都道府県（貴市）においても上記取扱いを参考に適切に対応していただくようお願いいたします。各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村に対しても、周知をお願いいたします。

なお、「公共工事の入札及び契約の適正化の推進について」（平成26年10月22日付け国土入企第14号）により既に通知したとおり、除排雪を含む地域維持事業の担い手の安定的な確保を図る必要がある場合における地域維持型契約方式の適切な活用を図られますよう併せてお願いいたします。

なお、別添2のとおり、各建設業団体の長あてに連絡しておりますので、併せてお知らせ致します。

事務連絡
平成30年1月22日

各地方整備局
企画部長 殿
港湾空港部長 殿
北海道開発局
事業振興部長 殿

大臣官房 技術調査課
建設システム管理企画室長
港湾局 技術企画課
港湾保全政策室長

平成30年大雪等に係る除排雪対策に関する直轄工事受注者への協力について

平成30年大雪等の状況にかんがみ、直轄工事の受注者から地元の市町村等が実施する除排雪作業への優先的な取組に伴う当該工事への対応について、相談、協議等があった場合には、下記のとおり対応願います。

なお、本通知の内容について、各都道府県の建設業関係団体に対して周知徹底願います。

記

国土交通省直轄工事の受注者から、除排雪作業への優先的な協力に伴って生じる工事实施日、施工時間の変更や工事の一時的な中断等について、相談、協議等があった場合は、当該工事の完成への影響、現場の安全管理への支障等にも十分考慮したうえで、可能な限り対応する。

また、当該工事に対する措置に応じて、工事の一時中止など工事請負契約書の規定に基づき適切に対応する。

各地方整備局等管内都道府県等に対しても、参考に周知する。

事務連絡
平成30年1月22日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局
建設業課長

平成30年大雪等に係る除排雪への協力について

今冬期は、豪雪地帯ではない地域も含めて局地的に大規模な降雪に見舞われておりますが、道路、ライフライン等の除排雪への協力に感謝申し上げます。

公共工事標準請負契約約款第20条第2項においては、発注者が必要と認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができるとされています。

国土交通省では、除排雪への協力に関して、協力事業者が受注している公共工事の一時中止命令について、国土交通省の直轄工事については別添1のとおり通知し、地方公共団体に対しては別添2のとおり適切な取扱いをお願いするとともに、地域維持型契約方式の活用についても再度周知を図ったところです。

貴団体におかれましては、傘下の建設企業に対して、本通知の周知をお願い致します。